

○多賀城市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 20 日 条例第 23 号

改正 平成 28 年 2 月 17 日 条例第 7 号 令和 5 年 3 月 31 日 条例第 12 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 72 条第 1 項の規定に基づき、多賀城市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

（一部改正〔令和 5 年条例 12 号〕）

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 宮城県の区域内において前号の子ども・子育て支援に関する活動を行う公共的団体の役員又は職員

(5) 事業主を代表する者

(6) 労働者を代表する者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 3 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日 条例第 12 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。